

建築物省エネ法と気候風土適応住宅の背景 地域が提案する 気候風土適応住宅に 必要なものとは？



建築物省エネ法が2016年度から規模の区分に応じて動き出し、2020年を目途に300㎡以下の建築にも同法基準の適用が義務付けられる予定です。この「300㎡以下の建築」に住宅の多くが含まれます。

住宅にあっては、日本各地でその気候風土によって培われてきた生活の形やそれを支える建築技術が存在しています。そのため、同法案を審議した国土交通委員会では、その法案成立の附帯決議において、「地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること」とされました。

これを踏まえ、「外皮基準規定の適用除外」「一次エネルギー消費量基準の緩和」を可能とするための「気候風土適応住宅の認定」という方策についての議論が各地で始まっています。(会報「建築士」昨年11月号、今年6月号参照)

そこで、今回の勉強会では、いま一度そもそも「建築物省エネ法の背景」とはどういったものであるのか。そして、様々な議論の後に提示された「気候風土適応住宅」を各地域で議論することによってどのような成果が得られるのかを考えてみたいと思います。

講師には、大倉靖彦氏をお招きして、国や各地の建築行政との関わってこられた多くの体験から、建築物省エネに対する備え方、あるいは埼玉から発信する「気候風土適応住宅」へのヒントを伝授していただきます。

参加者には、あらかじめ質問等をお寄せいただければ、お話の中で解説等していただくようお願いいたします。

【日 時】平成29年9月9日(土) 14:00~16:30 (開場 13:30)

【会 場】埼玉建産連研修センター 101 会議室 (定員 100 名)
※JR 武蔵野線・武蔵浦和駅より徒歩 10 分

【講 師】大倉靖彦 氏 アルセッド建築研究所副所長

【定 員】100 名 (申込順、定員になり次第締切)

【参加費】埼玉建築士会会員・行政職員：1,000 円
上記以外：2,000 円

【申込・問合せ】埼玉建築士会事務局 TEL：048-861-8221

参加希望の方は、下記に必要事項を記入の上、9/1(金)までにFAX、あるいは
同内容をメール (LED06041@nifty.ne.jp) にてお申込みください。

【主 催】一般社団法人埼玉建築士会・気候風土適応住宅研究小委員会

..... 参加申し込み FAX: 048-864-8706 (締切:9/1).....

氏 名： 平成29年 月 日

所 属：埼玉建築士会 支部

行政職 ()

上記以外 ()

連絡先 (電話)：

参加人数： 本人のみ ・ 本人+ 名

※ご質問等 (8/25 締切) は別紙にご記入の上、FAX してください。